

長 建 協 発 第 4 9 4 号
平成 2 4 年 2 月 1 7 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条
第1項の規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼
申し上げます。

さて、国土交通省では、去る2月10日に公共工事の前払金保証事業の適用対
象を拡大する旨の告示を別添のとおり交付・施行しましたのでお知らせ申し上
げます。

告示の内容は、東日本大震災により被災した施設を復旧・復興するために、国
や地方公共団体から補助金の交付を受けた法人、団体、個人の発注する工事及
び測量についても、国土交通大臣が認めるものについては、特例により公共工事
として取り扱い、前払金保証事業の対象とするというものです。

国土交通省では、中小企業庁が行っている「中小企業等グループ施設等復旧整
備補助事業」により補助金の採択を受けたグループの中小企業等が発注する工
事を適用対象とする見込みです。